

社会福祉法人 大谷感恩会 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、下記のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月1日～ 法令に基づく諸制度の調査
- 令和2年4月1日～ 制度内容等について、定期的なミーティングの場で従業員に周知する

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性従業員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和2年4月1日～ 相談窓口の設置について検討
- 令和2年4月1日～ 相談窓口の設置について従業員への周知